

2019 12 月選抜 LS [1202]

受験番号

2019 年度春入学 甲南大学法科大学院

社会人特別選抜入学試験問題

専門論文試験

民法・商法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、民法、商法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 民法

《第1問》

以下の【事例1】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例1】

2025年12月1日、Xは、建設会社Yとの間で、Xの所有する甲土地に乙建物を建築する工事について、完成した乙建物の引渡し期日を1年後、工事代金を1億円とする約定で、請負契約を締結した。Yは、自ら調達した材料で乙建物を2026年11月1日に完成させたが、未だXに乙建物を引き渡してはいない。

〔設問1〕

Xが工事代金1億円を支払っていない場合において、Yが乙建物の所有者は自分であると主張するとき、Yのこのような主張は認められるか。

〔設問2〕

Xが工事代金1億円を支払っている場合において、Yが乙建物の所有者は自分であると主張するとき、Yのこのような主張は認められるか。

《第2問》

以下の【事例2】を読んで、〔設問3〕に答えなさい。

【事例2】

2025年12月1日、Xは、建設会社Yとの間で、Xの所有する甲土地に乙建物を建築する工事について、完成した乙建物の引渡し期日を1年後、工事代金を1億円とする約定で、請負契約を締結した。この契約において、乙建物の所有権はXに帰属することも合意された。Yは、乙建物の建築工事を一括して建設会社Dに任せることとし、2026年11月1日、Dは自ら調達した材料で乙建物を完成させた。同年11月10日、XはYに1億円を支払ったが、YがDに工事代金を支払わないため、Dは乙建物をX及びYに引き渡さないままにいる。

〔設問3〕

Dが乙建物の所有者は自分であると主張するとき、Dのこのような主張は認められるか。

専門論文試験 商法

〈問題〉

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

A社は、鉄道運送事業を営む株式会社であり、会社法上の公開会社であるが、上場会社ではなく、種類株式発行会社でもない。A社の発行済株式総数は100万株である。A社の定款22条には、株主総会における議決権の行使の「代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。」旨の規定がある。

平成30年9月27日、A社の定時株主総会（以下、「本件総会」という。）が開催され、第1号議案「剰余金処分の件」に係る決議および第2号議案「取締役5名選任の件」に係る決議（以下、「本件決議」という。）がされた。

平成10年4月1日から引き続き現在に至るまで株主名簿上A社の株式10万株を有するC氏は、その職員であるDに対し本件総会における議決権の行使の代理権を授与し、本件総会においてDを代理人として議決権を行使した。ところが、DはA社の株主ではなかった。

平成20年4月1日から引き続き現在に至るまで株主名簿上A社の株式1万株を有するBは、平成30年11月1日、本件決議について株主総会決議取消しの訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起し、①C氏は本件総会においてA社の株主でないDを代理人として議決権を行使したから、本件決議の方法は定款に違反すると主張した。また、Bは、②本件訴えの係属中である平成31年2月1日になって、本件訴えにおいて、A社は平成20年4月1日から引き続き現在に至るまで株主名簿上A社の株式1万株を有するEに対し本件総会の招集通知を発しなかったから、本件総会の招集の手続は法令に違反すると追加的に主張した。

〔設問1〕

【事例】のBの①の主張は認められるか。

〔設問2〕

【事例】のBの②の主張は認められるか。